

令和3年9月30日

保護者 様

墨田区教育委員会
墨田区立小梅小学校

緊急事態宣言の解除に伴う対応について

日頃より、本区の学校教育に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

報道等にもありますように、国は、東京都に対し現在発出している緊急事態宣言を令和3年9月30日に解除することを決定しました。東京都は、新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、都民に対する、外出については少人数で混雑している場所を避けて行動すること、飲食店等の事業者に対する営業時間短縮、イベント関連施設等の事業者に対するイベント等の開催制限等の要請をリバウンド防止措置として、令和3年10月1日から10月24日まで、実施することとしました。

区立幼稚園及び小・中学校においては、感染の発生や感染の再拡大のリスクを低減するため、引き続き基本的な感染防止対策を徹底するとともに、幼児・児童・生徒一人ひとりが感染症対策を一層徹底するよう指導しながら、下記のとおり、学校運営を行うこととします。

保護者の皆様におかれましては、感染が若年層にも広まっている状況を踏まえ、引き続き感染症対策の一層の徹底をお願いします。

つきましては、区立幼稚園及び小・中学校での感染症対策について、御理解・御協力いただきますようお願いいたします。ただし、今後の感染状況により、変更となる場合があります。

記

1 学校運営の基本方針

感染防止対策を一層徹底しながら学校運営を継続します。

2 児童・生徒等に対する指導

(1) 学習活動について

- 飛沫感染の可能性が高い学習活動は、感染症対策を徹底したうえで、内容や方法を工夫して実施します。

(2) 部活動について

- 感染症対策を講じ、生徒の安全を最優先にしたうえで、全ての部活動の実施を可とします。感染リスクの高い活動は内容や方法を工夫して実施します。ただし、接触を伴う活動など、可能な限り感染症対策を講じてもお生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控えます。
- 運動部の大会等や文化部のコンクール等につながる大会（以下「大会等」という。）に参加する場合、学校からの通知を受け、参加する本人・保護者の同意書及び出場する大会等の14日前から大会等終了までお子様の健康観察表を提出してください。なお、

大会等参加中は、学校と保護者等との連絡が直ちに行えるよう緊急連絡先を学校に伝えてください。

- 大会等参加に伴う練習試合や合同練習は、区内に限り可能とします。その際、お子様の健康観察を行うとともに、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数にするなどの感染症対策を徹底したうえで実施します。なお、リバウンド防止措置期間解除後は、都県境をまたがない範囲において可能とします。

(3) 学校行事について

- 東京都が定めるリバウンド防止措置期間（令和3年10月1日から10月24日まで）に予定している都県境を越える日帰りの校外学習は、実施場所の感染状況や感染症対策を踏まえて総合的に判断したうえで、実施を可とします。
- 宿泊行事は、先の9月17日に通知したとおり、9月27日（月）から実施しているところです。これまで行ってきた本人・家族の健康管理をはじめ、移動手段や宿泊施設での感染予防対策は、今後も継続しながら行事を実施していきます。
なお、行事前の抗原検査キットの配布は、今回の宣言解除を機にいったん中止とします。既に配布済みの学校もありますが、10月7日（木）以降に出発する行事には配布を行いません。
今後、再度、東京都あるいは旅行先地域のいずれかにおいて「緊急事態宣言」又は「まん延防止措置」が発令される場合に、御協力をお願いすることとします。
- 引き続き、複数学年が同一会場に集まる活動は行いません。
- 飲食を伴う学校行事は行いません（お弁当や給食は除く）。

(4) 児童・生徒等への個別の配慮

- 感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒等については、オンライン等を活用して健康観察や連絡、学校が準備した授業内容や課題の配信など様々な工夫を行い、オンライン環境とオフラインを組み合わせることで個別に対応します。
- Wi-Fi環境がない家庭について
 - ・ 準要保護世帯は「家庭学習用モバイルWi-Fiルーター貸出」事業を活用できます。
 - ・ 準要保護以外の世帯についても、お手持ちの機器の故障等の場合に一時的に貸出をできる場合があるので、学校に相談してください。
- 新型コロナウイルスワクチンに関する正しい知識の啓発について児童・生徒が感染症の予防やワクチンについて正しい知識を身に付けられるよう指導します。指導に当たっては、ワクチン接種は任意であり強制ではないこと、周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと、身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種できない人や接種を望まない人もおり、その判断は尊重されるべきであることを併せて指導します。各御家庭でも人権尊重と個人情報保護に御理解と御配慮をお願いいたします。

3 家庭での感染症対策について

ウイルスを家庭に持ち込まない行動を意識し、各家庭におかれましても、以下のような感染症対策に御協力をお願いします。

- 外出については、少人数で行い、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染防止策を徹底する。
- 3密の回避、正しい手洗い（アルコール消毒等）、マスクの正しい着用、咳エチケット等
- 毎日の検温と健康観察表の記入、お子様の健康管理
- 十分な換気、手が触れる場所の消毒

4 お子様の登校自粛等の判断について

(1) お子様や同居の家族が体調不良¹の場合は、医療機関を受診し、症状が軽快²するまでお子様の登校を控えてください。この場合、「欠席」扱いとはしません。

ただし、同居の家族の体調不良がワクチン接種後の副反応によることが明らかな場合には、お子様が登校を控える必要はありません（登校できます）。

1 体調不良の症状（例）…発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、嗅覚障害、味覚障害

2 症状軽快の目安…解熱剤を使用せずに解熱しており、症状が改善傾向であること。

(2) お子様がPCR検査・抗原検査を受けることになった場合は、お子様の登校は控えてください。「検査理由」、「検査日」、「検査機関」、「症状の有無」を学校に連絡してください。この場合も、「欠席」扱いとはしません。検査結果が出ましたら、御連絡願います。また、保健所から濃厚接触者として自宅待機の要請が出た場合も「欠席」扱いとはしません。

(3) お子様在学校登校日にワクチン接種を受けるために登校できなかった場合には、「欠席」扱いとはしません。その旨を学校に御連絡願います。

(4) お子様はワクチン接種を受けた結果、副反応による発熱等の体調不良で登校できなかった場合は、「欠席」扱いとはしません。

(5) 登校する際は、お子様にマスク、ティッシュ、ハンカチを持参させてください。

(6) 毎朝、タブレット端末における健康観察カードにて、お子様の健康状態を確認します。お子様の健康把握のため、必ず入力及び送信するようにしてください。

(7) 登校後に発熱等の症状が見られる場合は、保護者に御連絡しますので、お迎えをお願いします。

(8) 教室は適切に換気し、多数の手が触れる場所は、毎日消毒を行っています。

(9) 手洗い、マスクの正しい着用を徹底します。

(10) 屋外で人と十分な距離が確保できる場合等は、国のガイドラインに従って、マスクを外すなど、活動の状況や児童生徒等の様子なども踏まえ対応します。

(11) 感染状況を考慮して、学校から各家庭へ感染拡大を防止するため、状況に応じて臨時休業（学級閉鎖）の判断を行います。

5 同居家族等がPCR検査・抗原検査を受ける場合のお子様の登校について

- (1) 同居家族等がPCR検査・抗原検査を受けることになった場合にも、「検査対象者」、「検査理由」、「検査日」、「検査機関」、「お子様の症状の有無」を必ず学校に御連絡ください。また、検査結果も御連絡願います。
- (2) 同居家族等がPCR検査・抗原検査を受ける場合の児童・生徒等の登校の取り扱いについて、次のとおりとします。

同居家族等が受検するPCR検査・抗原検査の事例	児童・生徒等の登校の可否
① コロナを疑う症状があるために行う場合	検査結果が出るまでは登校を控えてください。
② 濃厚接触者となり検査を行う場合	
①②以外の理由で行う場合 (例) ・同居家族が通う施設(学校・勤務先等)において、陽性者が発生し、 <u>施設内の感染拡大予防のために濃厚接触者に該当しない集団に対して行う場合</u> ・ <u>施設内の感染拡大予防を目的に定期的に行う場合</u> ・国内移動、海外渡航前に行う場合 ・医療機関が手術・治療等の前に行う場合	登校可とします。 登校を控える際は、「欠席」扱いになりません。

【連絡先】

(学校名) 副校長 酒見 裕子

電話 03-3625-0321 平日 午前8時15分から午後4時45分まで

【お問い合わせ】

○教育活動について

教育委員会事務局指導室 03-5608-6307

○宿泊行事について

教育委員会事務局学務課事務担当 03-5608-6303

○感染症対策について

教育委員会事務局学務課給食保健・就学相談担当 03-5608-6305